

# 各地区が総会開く

協会の北河内地区、港・大正地区、堺・高石・和泉地区、北大阪地区の4地区は、新年度説明会とあわせて総会を開いた。

## 助成の拡充や 受診促す健診を

### 北河内地区

協会の北河内地区は総会を3月29日、大阪市内(淀屋橋)で開いた。総会では07年活動のまとめと決算、08年活動方針と予算を確認した。

活動のまとめは「保険でよい歯科医療を求める意見書」が交野市・四條畷市で採択され、枚方市では「後期高齢者医療制度の実施を一旦凍結し制度の見直しを求める意見書」が採択されたことなど、自治体への継続した働き掛けが実を結んだことや、地域住民へ歯科医院へ受診を促す健診活動は200人余りが受診し

②国保料減免や乳幼児医療費助成などの充実に求める自治体要請③歯科医院への受診を促す健診・健康教室の開催④社保協など共同しての地域医療改善の取り組みなどが確認された。

「診療報酬引き上げや患者負担の軽減を求める要請」の会員比5割突破、大阪市長選挙への取り組みなど、07年の活動を総括するとともに、医療制度改善運動に取り組むなどの08年の活動方針、決算と予算を確認した。富本昌之氏(新)を地区責任者に選出した。同地区では、今後、他団体と協力した医療行政改善などの活動に取り組む。

## 医科協会などと 共同の取り組みを

### 港・大正地区

協会の港・大正地区は総会を3月29日、弁天町市民学習センターで開き、「訪問診療への取り組み」の講習会開催や

## 3自治体で意見書 更なる要請活動を

### 堺・高石・和泉地区

協会の堺・高石・和泉地区は、地区総会を3月29日、サンスクエア堺で開いた。兵頭正道氏は活動のまとめ、各自治体に「保険でよい歯科医療を求め

る意見書」の採択を求めて働きかけた結果、泉州地域の3自治体で意見書が採択されたこと、同じく自治体・議会に乳幼児医療費助成制度の適用年齢の引き上げや、乳幼児

## 住民の健康を守る 積極的な健診を

### 北大阪地区

協会の北大阪地区は総会を5日、千里阪急ホテルで開いた。地区責任者の平川光彦氏が地区活動

の報告ならびに今年度予算案を提案し、承認された。吹田市では全国トップで「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」が採択されたことなど活

動まとめを報告した。次期の活動方針として、健診活動や歯の健康教室などに積極的に取り組む住民の健康を守る活動に貢献すること、などを確認した。

## 社保協が110番 怒りの声相次ぐ

### 怒りの声相次ぐ

協会が加盟する大阪社会保険推進協議会は9日、4月から実施の75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度の疑問に答

えようと、電話相談「後期高齢者医療なんでも110番」を実施した。TVや新聞社などマスコミ各社が取材に訪れ、「納得

できない」と憤りの声が相次いだ。46歳の男性は、「77歳の父親は痛風や高血圧で通院している。一体どうな

るのか」と質問。坂口道倫氏(医科協会副理事長)は、父親の保険料が年間12万円以上になることを説明しながら「治療が制限される可能性もある」と答えた。

## 制度の中止・撤回求め街宣

### 歯科・医科協会

歯科・医科協会、民医連、年金者組合などは、後期高齢者医療制度中止・撤回を求め10日、なんば高島屋前で街宣し60人が参加した。協会からは

宮本辰雄理事のほか、事務局ら8人が制度の中止撤回を訴えた。同制度は「保険証が届かない」16万人が無保険者に「なぐ」、問題が多発している。

雨の降る中、保険料年金天引きや、年齢による差別医療は許せない、多くの人がビラを受け取り、足を止めて署名に協力した。1時間程の宣伝で、署名60筆が集まった。当日は、報道ステーション(朝日放送)の取材があった。

# 税 Q&A

城 英敏 (協会顧問税理士)

Q 医院経営も軌道に乗ってきたので将来の相続対策を考えたいが、相続税はいくら以上の財産に課税されるのか。相続人は妻と子が2人。  
A 「遺産にかかる基礎控除額」という「足きり」があり、それは5千万円プラス法定相続人一人につき1千万円であ

る。ご質問では法定相続人が3人なので、合計8千万円となる。つまり正味財産が8千万以下なら、税務署に相続税の申告をする必要も、相続税を納税する必要もない。  
Q 正味財産はどのように計算するのか。  
A 現金預金や不動産などの合計から借入金や未払

金などの負債を差し引いて、さらに葬式費用を控除した残りの金額が課税対象額である。死亡退職金や死亡保険金も原則として加算され、被相続人から死亡前3年以内に受けた贈与財産をも加算する(贈与時に納付した贈与税は税額計算上

差し引く。  
Q 各人が納付する税金はどういうプロセスで計算するのか。  
A まず相続人全員が納付する税額の合計額を計算し、各人が取得した財

産に応じて税金を割り振る。つまり正味財産合計から遺産にかかる基礎控除額8千万円を差し引

く。その残りの額を民法の法定相続分に応じて分けたと考え、各人の金額に応じて税額計算する。  
Q 各人の実際の正味取得財産の比率で税額を割り振る。  
Q 税金の申告と納税はいつまでに、どの税務署

多大の貢献があると考えられるので配偶者の法定相続分相当額が1億6千万円の多い方の金額まで税金が免除となる。  
Q 税金の申告と納税はいつまでに、どの税務署

以内に被相続人の死亡時の住所を所轄する税務署に提出、納付する。  
Q 相続税を一度に納付できないときは分割納付なども認められるのか。  
A 各人の納付すべき税額が10万円を超え一度に納付が困難ならば担保を提供して5年以内の延納が認められる(ただし利子税が必要)。不動産の占める割合が75%以上の場合は20年間の延納も認められる。場合によっては不動産などを現金の代わりに納付する物納という制度もある。

## 諸控除を有効活用する

### 相続税対策のポイント

Q 配偶者には納税の特例があると聞いたが、どういう計算をするのか。  
A 配偶者は財産形成に

提出し納付するのか。  
A 相続税の申告と納税は相続があったことを知った日の翌日から10カ月

### 【お詫びと訂正】

本紙4月5日付け1面の左表「新たに施設基準届けが必要な項目」の在宅療養支援歯科診療所は基本診療料ではなく特掲診療料の間違いでした。また同紙8面の届出要件を満たす協会主催の研修会一覧の07年7月9日は7日、同1月18日は21日の誤りでした。お詫びし、訂正いたします。

## 求人

ハーモニックにおまかせ下さい

**歯科医師 衛生士 助手 技工士**

優秀な人材をご紹介します

常勤、アルバイト、パートに関わらず人材採用のお手伝いをさせていただきます。弊社にて事前に面接済の求職者の中からご希望の条件と合う方を探し、ご紹介致します。

ホームページ <http://harmonic-net.co.jp/index.html>

24時間受付

お気軽にお電話下さい

株式会社 **ハーモニック**  
(和田精密グループ)

フリーコール イーレごと  
TEL 0800-1114510  
FAX 06-6393-3232

e-mail: osigoto@teeth.co.jp

担当: 下田  
532-0002 大阪市淀川区東三国1丁目12-15  
辻本ビル7F  
有料職業紹介業 27-ユ-300406  
一般労働者派遣業 般-27-06-0054